

第6回第三者委員会の意見と対応方針(案)

平成 2 9 年 3 月 1 4 日

農 林 水 産 省

目 次

1. 第6回第三者委員会の主な意見と対応方針〈案〉	 1
2. 自治体による活動組織に対する独自の支援	 2
3. 取組目的と効果の発現状況	 5
4. 担い手の負担軽減により農地集積が進んだ事例	 12
5. 取組が困難な地域	 13
6. 活動を再開した組織	 14

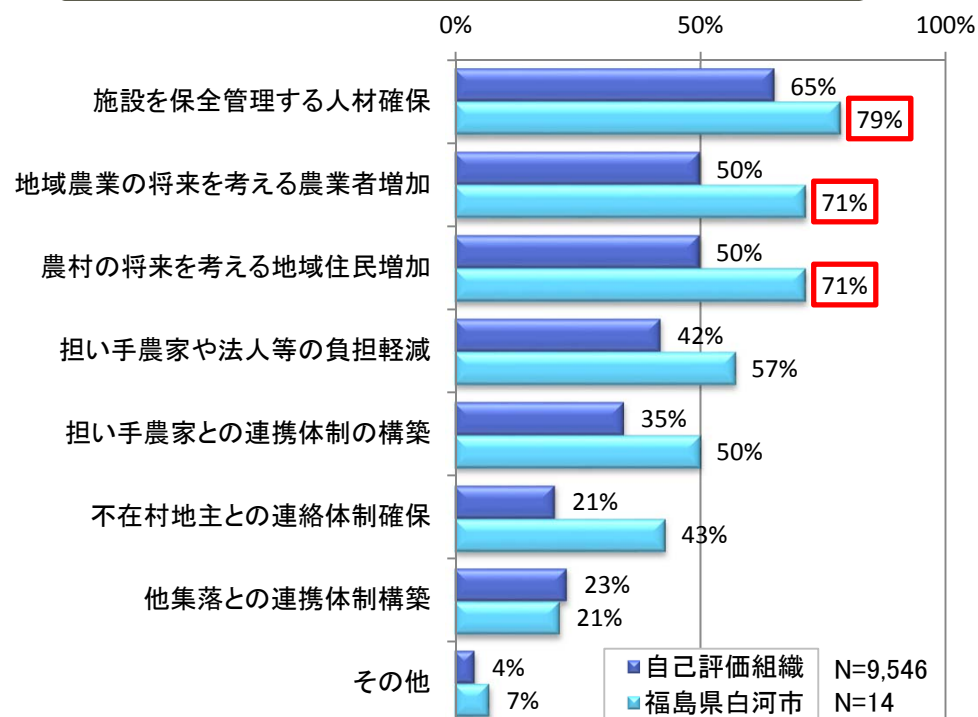
1. 第6回第三者委員会の主な意見と対応方針(案)

区分	意見	委員名	対応方針(案)
地方公共団体、推進組織の実態調査結果	・推進体制(設置人員)について、自治体ごとに人数の幅があるのであれば、設置人数とアウトカムの関連性について、何らかの分析ができるのではないか。	鷲谷委員	・市独自の取組として、活動組織を支援する体制を整備している事例を紹介し、その効果を分析する。 【資料1の1】
	・取組理由を取組開始時から現在の伸び率で見ると、「鳥獣被害の対策」や「伝統的な農業技術や行事の継承」が伸びているので、実質的な効果として現場が感じているものを評価すべきではないか。	星野委員	・活動組織が取り組む目的(期待感)としていた項目について、効果が現れているか分析する。 【資料1の2】
	・取組理由と取組の効果をクロス集計で見ると期待どおりに効果が出ているかがわかる気がする。	中嶋座長	
	・広域化に取り組むことが必要だと思う組織は、新しい取組をしようと考えと思うが、広域化した組織について、効果が発揮されているかクロス集計等で分析できないか。	中嶋座長	・広域化による効果については、今後、事例収集や調査結果の分析などを検討する。
活動組織による自己評価・市町村評価	・すべて同じ項目で評価しているが、農業が立地している地域・場所によって違いがあることをもっと出さなければ、現実の問題がクリアにならない。地域による違いをもう少し分析すると次の展開につながるのではないか。	西郷委員	・都道府県中間評価において、効果の発現状況について地域ブロック別などの違いについて分析する。 【資料5】
	・面積規模別の集計結果を見ると、例えば担い手が確保できている地域が広域化しやすいのか、先に広域化した地域が担い手の確保が進んだのかなどの因果関係を証明することは難しいと思うが、全体をきちんと把握できるような情報を出せるように検討されたい。	中嶋座長	・担い手の負担軽減を図ることによって、農地集積が進んだ事例を添付する。 【資料1の3】
ロジックモデル	・地域が持つ環境や食と農を支える価値が学校教育も含めて広まっていくなことが重要と考えるので、事例の中に学校教育との連携について加えてもらいたい。	水谷委員	・学校教育と連携した取組事例を追加する。 【資料3-2】
	・アウトカムの中で、本交付金が環境保全型農業へも貢献・連携していることを大きく取り扱っても良いのではないか。	水谷委員	・アウトカムに「環境保全型農業やブランド化等の推進」を加える。 【資料3-1】
	・ロジックモデルによる評価は、国民に対するものであるなら、分かりやすくまとめてもらいたい。	鷲谷委員	・分かりやすさを重視した簡素化版のロジックモデルを作成する。 【資料3-1】
	・ロジックモデルは、インプットからアウトカムへ左から右へと流れていくが、例えば鳥獣被害の防止・軽減をしたいときに、何をすればよいかわかるように逆引きできるようにならないか。	広瀬委員	・今後、活動組織が取組の参考にできるように資料のつくり方を検討する。
	・活動事例について、過去の活動経緯をロジックモデルに表現できれば、新たに活動を開始した組織の参考になるのではないか。	星野委員	・活動事例について、過去の活動経緯を踏まえた事例集の作成を検討する。
	・新たな土地改良長期計画にて検討された農村振興プロセス事例集の枠組みのように、どのようなサイクルで発展したのかを整理できるのではないか。	中嶋座長	

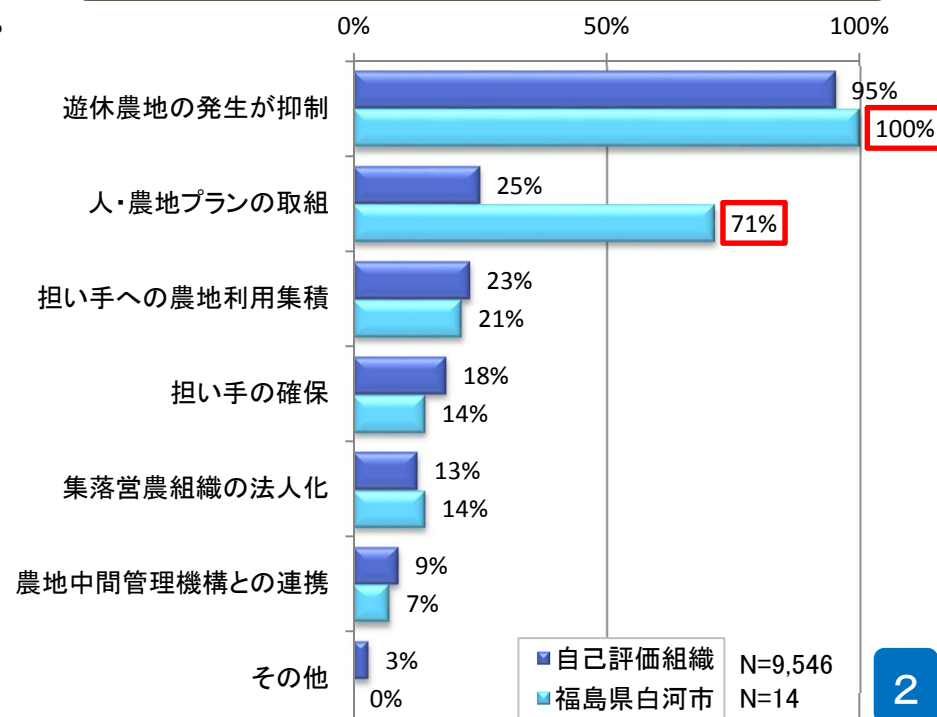
2. 自治体による活動組織に対する独自の支援策

- 福島県白河市では、農業者の様々な悩みに応えるため、農業者のための相談所となる「人・農地相談センター」を平成27年4月に開設しており、多面的機能支払の専任の担当者を配置し、活動組織の支援を行っている。また、農地の貸し借りなどの相談について、当該機関が一体的に対応している。
- 本年度試行した活動組織の自己評価では、取組による効果として、白河市の評価対象組織の79%が「施設を保全管理する人材が確保」されたと回答。また、71%が「地域の農業の将来を考える農業者が増加」、「農村の将来を考える地域住民が増加」と回答しており、全国の評価対象組織よりも高い割合であった。
- また、白河市は、多面的機能支払の取組開始以降の評価対象組織の地域の変化について、全ての活動組織が「遊休農地の発生が抑制されている」と評価。さらに、71%の活動組織が「人・農地プランを踏まえた具体的な取組」が進められていると評価。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の効果発現状況の自己評価



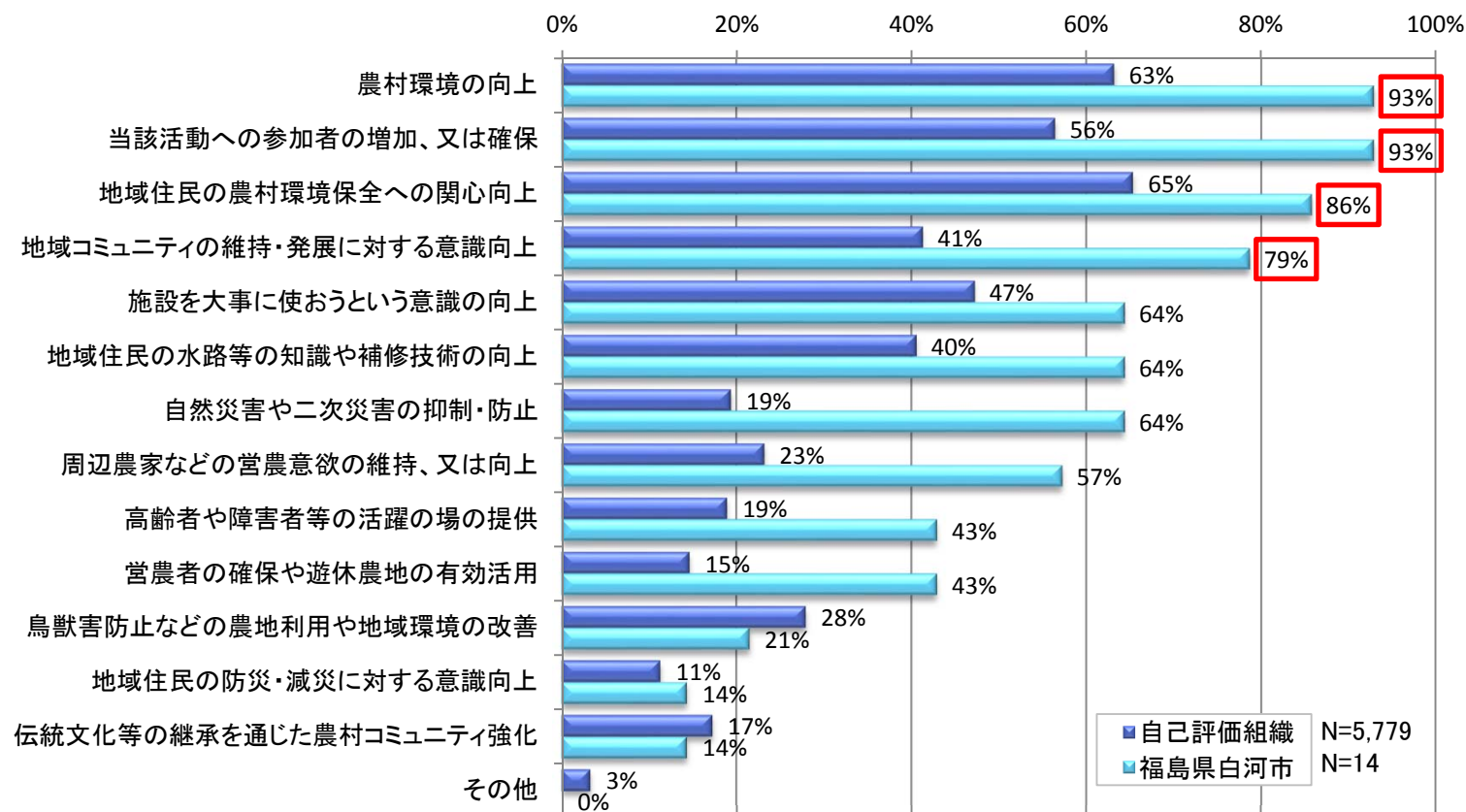
地域資源の適切な保全管理のための推進活動の市町村評価



2. 自治体による活動組織に対する独自の支援策

- 「多面的機能の増進を図る活動」による効果の発現状況については、白河市の評価対象組織の93%が「農村環境の向上の効果が現れている」、又は「現れることが見込まれる」と回答。また、「当該活動への参加者の増加、又は確保」、「地域住民の農村環境保全への関心向上」、「地域コミュニティの維持・発展に対する意識向上」についても、それぞれ93%、86%、79%が「効果が現れている」、又は「現れることが見込まれる」と回答。
- 白河市では、いずれも全国平均に比べて高い割合となっており、活動組織の様々な相談に対して、専任の専門相談員等が迅速・丁寧に対応することにより、安心して活動に取り組めることが一因と考えられる。

多面的機能の増進を図る活動による効果発現状況の
自己評価



『農業者のための相談所』を開設し様々な問題に対応

しらかわし
福島県白河市

- 白河市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、面積の約57%を山林が占める地域。市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの源流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成。
- 農業を取り巻く環境が変化中、農業者から様々な問題や悩みに応えるため、農業者のための相談所となる『人・農地相談センター』を平成27年4月に開設。
- 『人・農地相談センター』には、経験豊富な専門知識を有する専門相談員を2名配置。専門相談員が主となり多面的機能支払交付金制度の研修会や集落説明会を開催するなど、組織設立までの申請手続きの支援や既存組織からの活動に係る相談について、迅速・丁寧に対応。
- このことにより、地域からは、安心して活動に取り組むことができたとの声もあがっている。

相談所を開設した経緯

- 「人・農地プラン」の実現をはじめ、「農地中間管理事業」の活用や「多面的機能支払交付金」活動組織への支援・指導、また、「農業の経営力を高めたい」、「農地を貸したい・借りたい」、「認定農業者になりたい」、「集落営農等の組織化・法人化を進めたい」、「新たに農業を始めたい」等、農業に関する様々な相談にワンストップで一体的に対応できる体制の構築が必要であった。
- そこで、平成27年4月から農業者のための総合的な相談窓口として『人・農地相談センター』を開設し、専門相談員等が農業者からの相談に迅速・丁寧に対応している。



田園風景

農業者からの相談状況

- 『人・農地相談センター』に寄せられる営農関係の相談としては、
 - ・ 農地の貸し借り
 - ・ 集落営農等の組織化・法人化
 - ・ 新規就農 など
- 多面的機能支払制度に関する相談としては、
 - ・ 新規組織の立ち上げ支援
 - ・ 外注費の協議
 - ・ 活動全般にわたる各種相談 など
- 〔多面的機能支払の相談は、全体相談件数の約56%〕
- より効果的な活動が実施されるよう、相談センター主催による研修会を開催。H27から各地区で計13回実施。総出席者数465名（活動組織役員等）



活動組織向け研修会の様子

【取組概要】

- ・活動組織 56組織(H28)
 - 農地維持支払 56組織
 - 資源向上支払(共同) 56組織
 - 資源向上支払(長寿命化) 5組織
- ・認定農用地 2,675ha
(田2,336ha、畑339ha)
- ・保安全管理する施設
開水路608km、農道335km、
ため池105箇所

相談所を開設した効果

- 相談センターは、センター長(市OB)、専門相談員2名、JA職員(兼務)、臨時職員で構成し、農業者が気軽に相談できる体制を構築している。
 - 〔多面的機能支払交付金制度に係る相談件数
H27 50件 H28(12月まで) 44件〕
- 組織設立までの申請事務手続きを支援することにより、新たな活動組織が取組を開始した。
 - 〔活動組織数 H26迄 34組織 → H28現在 56組織
新規組織数 H27 15組織 H28 7組織
H29 6組織(予定)〕
- 相談センターがJAや土地改良区と連携することで、活動組織の事務の外部委託が増加しており、活動組織の事務負担軽減と取組促進が図られている。
- 施設の長寿命化活動の取組が大幅に増加したため、工事施工について、専門的な立場から助言、指導を行っているほか、その他の活動についても、具体的な事例による実務研修を実施し、大いに役立っている旨の感想が多く寄せられている。

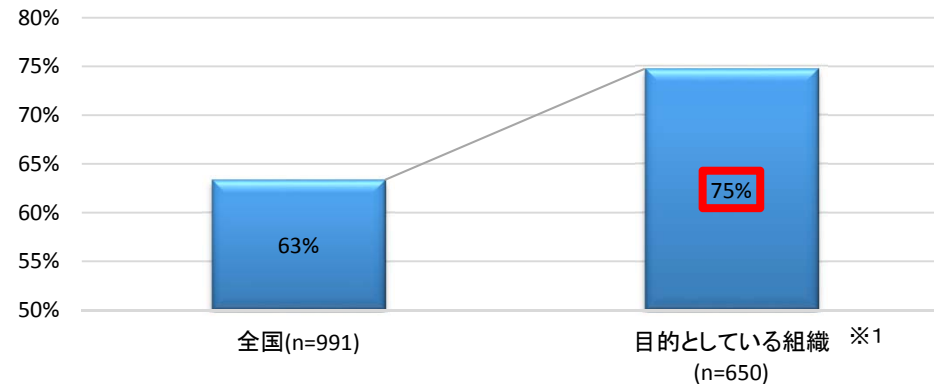
3. 取組目的と効果の発現状況

(1) 地域資源の保全管理 ①農地の保全管理

- 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、遊休農地の解消や発生防止を取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「遊休農地が発生・拡大する」と回答した割合(75%)は、全調査組織に比べ、高い結果であった。
- 同様に、農用地への鳥獣被害への対策を取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「農用地への鳥獣被害が拡大する」と回答した割合(87%)も高かった。

遊休農地の発生防止・抑制の効果

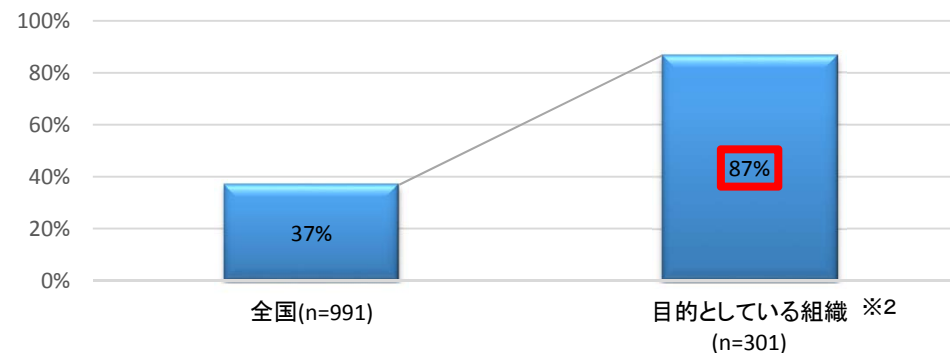
交付金がなくなった場合、遊休農地が発生・拡大すると回答した割合



※1: 遊休農地の解消や発生防止を取組の目的とする活動組織

鳥獣被害の拡大防止の効果

交付金がなくなった場合、農用地への鳥獣被害が拡大すると回答した割合



※2: 農用地への鳥獣被害への対策を取組の目的とする活動組織

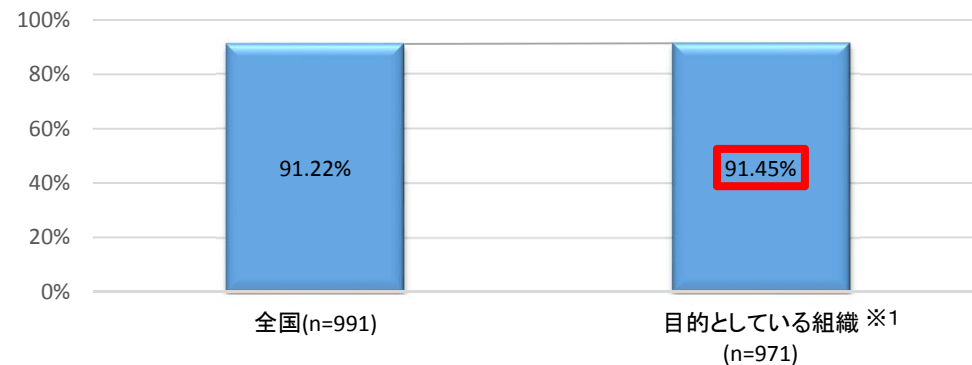
3. 取組目的と効果の発現状況

(2) 地域資源の保全管理 ①農業用施設の機能維持

- 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、農業用施設(水路、農道、ため池など)の保全管理を適切に行うことを取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「農業者の保全管理作業に係る負担が増大し、適切な保全管理が難しくなる」と回答した割合(91%)は、全調査組織とほぼ同じであった。
- 一方、異常気象後の見回りや対応を適切に行うことを取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「異常気象等への対応が遅れ、被害が生じたり、復旧が遅れたりする」と回答した割合(65%)は、高かった。

農業用施設の機能維持の効果

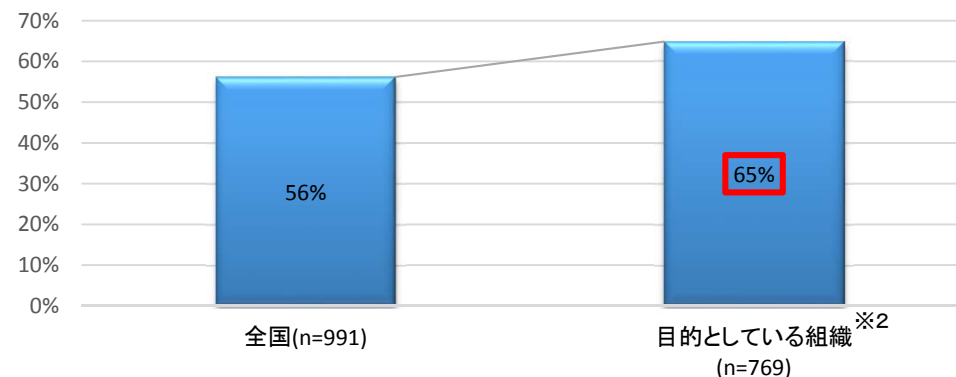
交付金がなくなった場合、農業者の保全管理作業に係る負担が増大し、適切な保全管理が難しくなると回答した割合



※1: 農業用施設の保全管理を適切に行うことを取組の目的とする活動組織

異常気象時への対応の効果

交付金がなくなった場合、異常気象等への対応が遅れ、被害が生じたり、復旧が遅れたりすると回答した割合



※2: 異常気象後の見回りや対応を適切に行うことを取組の目的とする活動組織

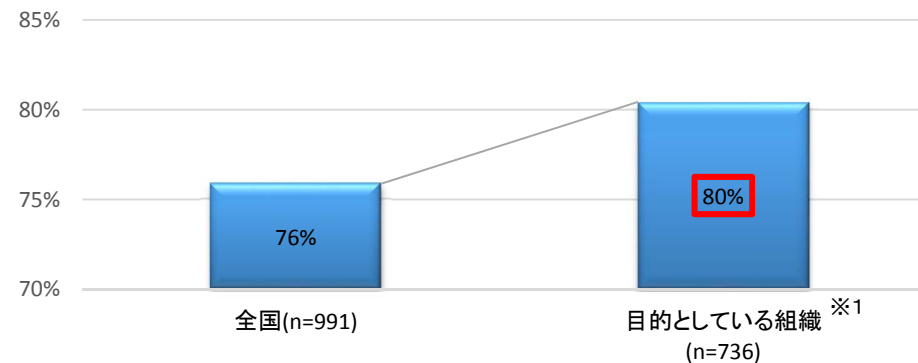
3. 取組目的と効果の発現状況

(3) 農村環境の保全・向上

- 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、集落や水路、農道等の景観を良くすることを取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「雑草繁茂や不法投棄等により、地域の景観等が悪くなる」と回答した割合(80%)は、全調査組織に比べ、高い結果であった。
- 同様に、希少生物の保護や外来種への対応、水質保全等を取組の目的としている組織では、交付金がなくなった場合に、「希少生物の減少や外来種の増加、水質の悪化等の問題が生じる」と回答した割合(50%)が、全調査組織に比べ、高い結果であった。

景観保全の効果

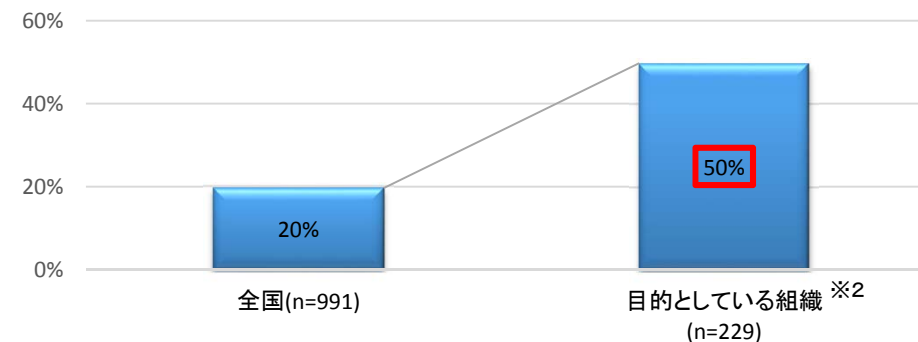
交付金がなくなった場合、雑草繁茂や不法投棄等により、景観等が悪くなると回答した割合



※1: 集落や水路、農道等の景観を良くすることを取組の目的とする活動組織

生態系・水質の保全の効果

交付金がなくなった場合、希少生物の減少や外来種の増加、水質の悪化等の問題が生じると回答した割合



※2: 希少生物の保護や外来種への対応、水質保全等を取組の目的とする活動組織

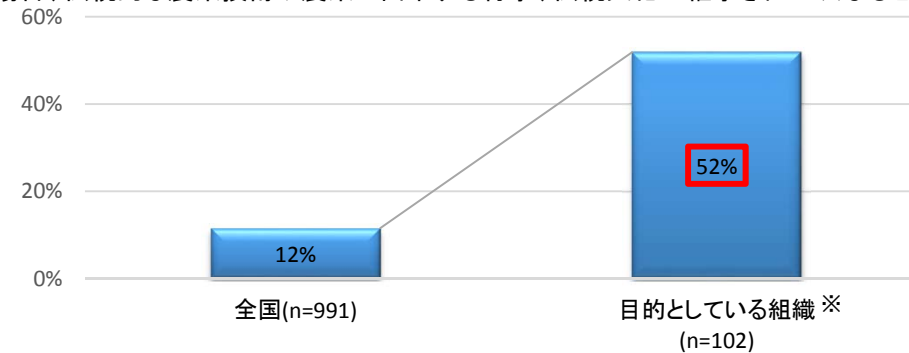
3. 取組目的と効果の発現状況

(3) 農村環境の保全・向上

- 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、地域の伝統的な農業技術や農業に由来する伝統行事等の継承を取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなる」と回答した割合(52%)は、全調査組織に比べ、高い結果であった。

伝統行事等の伝承の効果

交付金がなくなった場合、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなる」と回答した割合



※地域の伝統的な農業技術や農業に由来する伝統行事等の継承を取組の目的とする活動組織

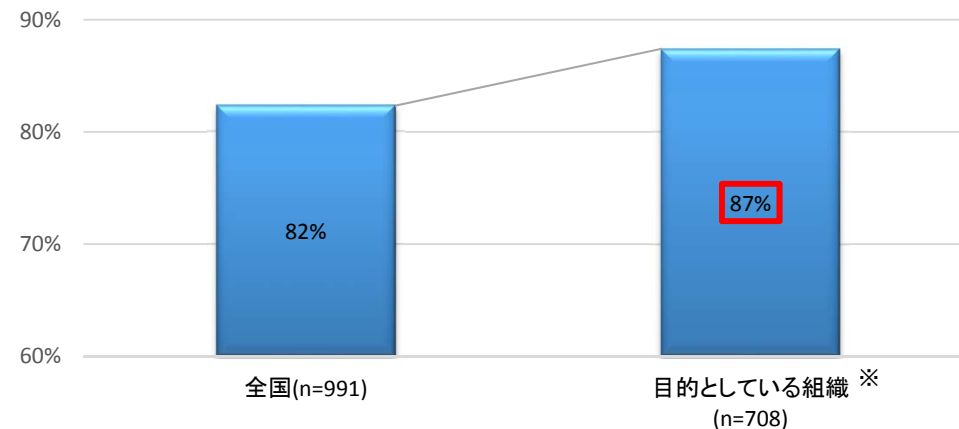
3. 取組目的と効果の発現状況

(4) 農業用施設の機能増進

- 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、老朽化等により機能が低下した農業用施設の補修や更新を取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「農業用施設の機能低下により営農への支障や周辺地域への被害が生じる」と回答した割合(87%)が、全調査組織に比べ、高い結果であった。

農業用施設の機能増進の効果

交付金がなくなった場合、農業用施設の機能低下により営農への支障や周辺地域への被害が生じると回答した割合



※老朽化等により機能が低下した農業用施設の補修や更新を取組の目的としている活動組織

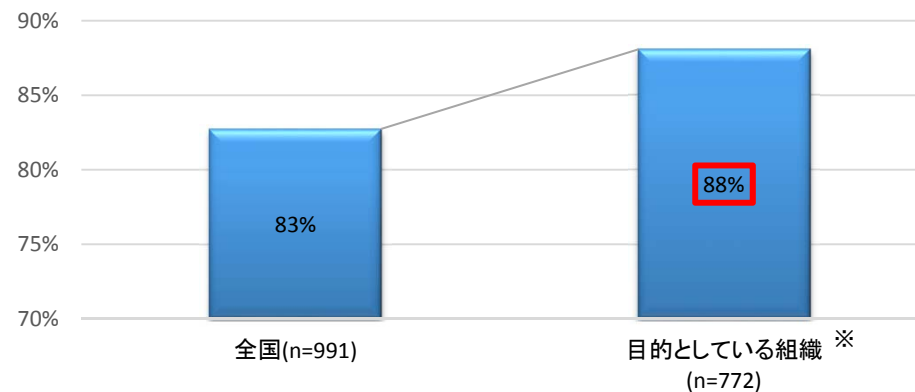
3. 取組目的と効果の発現状況

(5) 農村地域の活性化

- 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、地域ぐるみの活動を通じて、地域のまとまりやつながりを強化することや、地域ぐるみの活動により地域を元気にさせることを取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「地域ぐるみの活動機会が減少し、地域の活性化が低下する」又は「地域のまとまりやつながりが弱くなる」と回答した割合(88%)は、全調査組織に比べ、高い結果であった。

地域活性化の効果

交付金がなくなった場合、地域ぐるみの活動機会が減少し、地域の活性化が低下する、又は地域のまとまりやつながりが弱くなると回答した割合



※地域ぐるみの活動を通じて、地域のまとまりやつながりを強化することや、地域ぐるみの活動により地域を元気にさせることを取組の目的としている活動組織

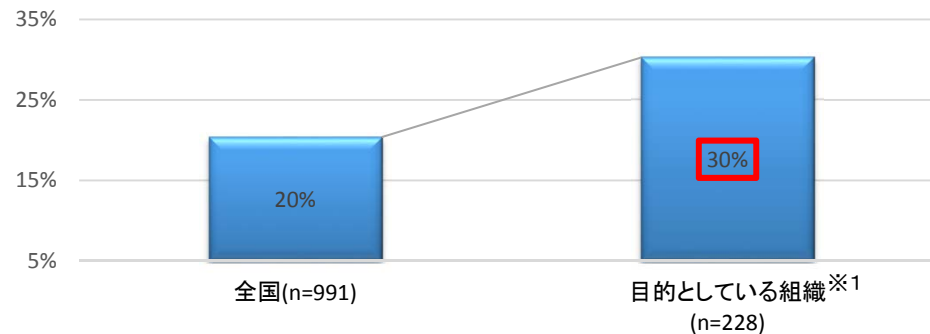
3. 取組目的と効果の発現状況

(6) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

○ 活動組織を対象としたアンケート調査結果において、農業の担い手の育成・確保を取組の目的としている活動組織では、交付金がなくなった場合に、「担い手農家等への農地利用集積が停滞する」と回答した割合(30%)や「農業の担い手が育成されにくくなる」と回答した割合(45%)は、全調査組織に比べ、高い結果であった。

担い手への農地利用集積への寄与

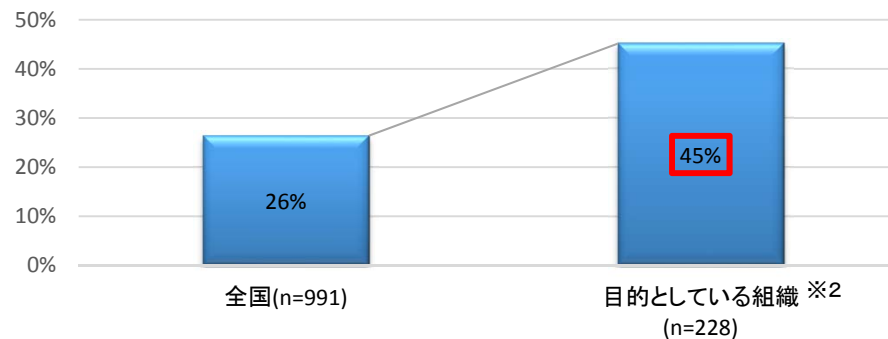
交付金がなくなった場合、担い手農家等への農地利用集積が停滞すると回答した割合



※1: 農業の担い手の育成・確保を取組の目的とする活動組織

農業の担い手の育成への寄与

交付金がなくなった場合、農業の担い手が育成されにくくと回答した割合



※2: 農業の担い手の育成・確保を取組の目的とする活動組織

4. 担い手の負担軽減により農地集積が進んだ事例

みやがわ

宮川グリーンネットワーク（福井県小浜市）

お ば ま し

中間農業地域

- 本地域は、福井県小浜市の東端に位置し、平成9年から大区画化圃場整備を行い、農地の利用集積を進め、4つの生産組織を中心に営農を展開。
- 農業者の高齢化等により、水路等の維持管理の負担増加などから、生産組織の規模拡大が困難な状況であった。このため、地域の共同活動で水路等の維持管理を行う体制を整備。
- これにより、生産組織の水路等の維持管理に係る作業時間が年間約27時間/ha軽減。景観作物として栽培したひまわりを緑肥化し、特別栽培米の生産なども開始。
- 平成27年度からは、4つの生産組織が合併し、株式会社化。特別栽培米の規模拡大や小学校、農家レストランとの契約販売、園芸作物の導入など、多角的経営を展開している。

【地区概要】

- ・取組面積 194.4ha（田194.4ha）
- ・資源量
開水路 35.6km、管水路 25.9km
農道 38.1km、ため池 7箇所
- ・主な構成員
農業者、町内会、生産組合、
青年会、小学校PTA、土地改良区
- ・交付金 約18百万円（H27）

農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化）

地域の営農状況

- 大区画化圃場整備により、汎用化、担い手へ農地利用集積を実施。直播栽培や大型機械の導入で低コスト農業を促進。
- 一方、高齢化等により農業者が減少し、水路、農道等の維持管理、鳥獣害対策等が課題となり、更なる規模拡大が困難。



取組内容

- 担い手の負担軽減のため、水路の泥上げ・草刈り等の維持管理を非農業者を含む地域ぐるみで行う体制を整備。
- また、農地を保全し、利用集積が可能となるよう、鳥獣害対策も地域共同で実施し、活動を強化。
- 景観作物として栽培を始めたひまわりを特別栽培米の緑肥として活用し、農産物のブランド化を推進。



化学肥料を使わず、ひまわりを土に還き込み
丁寧に育てた特別栽培米のひまわり米です。

ひまわり緑肥による特別栽培米



獣害柵の補修管理

取組の効果

【生産組織の維持管理負担の軽減】

労働時間：27時間/ha/年
維持管理コスト：2万円/ha/年

【生産組織の農地利用集積】

集積率・集積面積
H18年度：48%・89ha



H27年度：69%・133ha

【特別栽培米の取組拡大等】

・特別栽培米の面積の増加、小学校農家レストランとの契約販売、トマト等の園芸作物の導入など、多角的経営を展開。



農家レストランとの契約販売



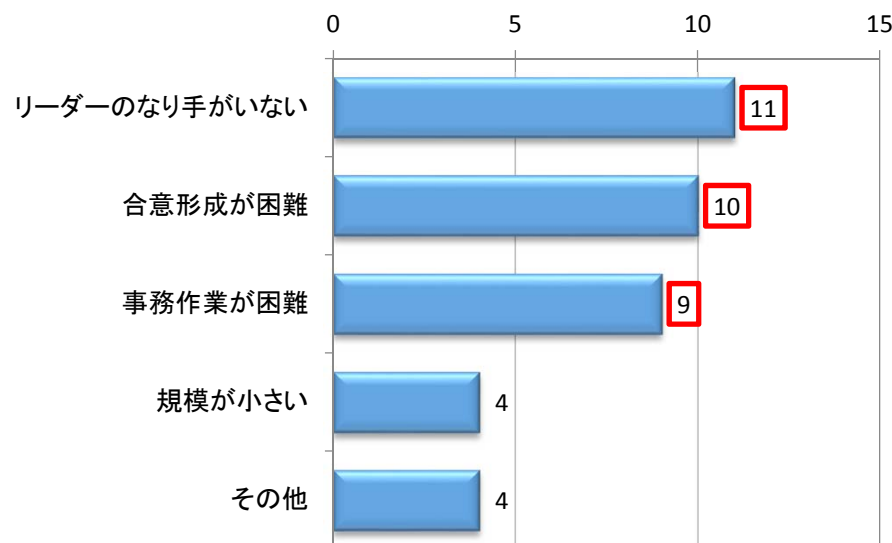
ふるさと納税の商品化

5. 取組が困難な地域

- これまでに、本交付金（農地・水・環境保全向上対策（以下「1期対策」という。））、農地・水保全管理支払交付金（以下「2期対策」という。）を含む。）に取り組んだことのない地域がある自治体から20自治体を抽出し、その理由等を聞き取ったところ、「リーダーのなり手がいない」（11自治体）、「合意形成が困難」（10自治体）、「事務作業が困難」（9自治体）との回答であった。
- 一方、それらの地域における地域活動の状況について確認したところ、「農業者による保全管理活動」（8自治体）、「自治会による美化運動等」（8自治体）と回答。
- 今後、自治体としては、「取組の啓発活動を継続」（15自治体）、「広域化の推進」（3自治体）に取り組むとのことであった。

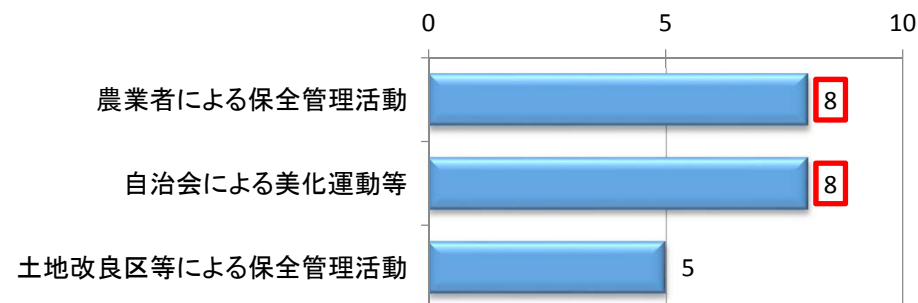
本交付金の活動に取り組めない理由等

N=20自治体
※複数回答可



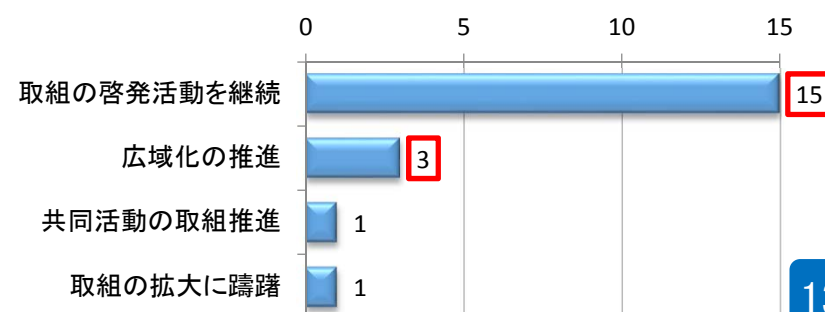
現在の地域活動の状況

N=20自治体
※複数回答可



今後の取組

N=20自治体
※複数回答可

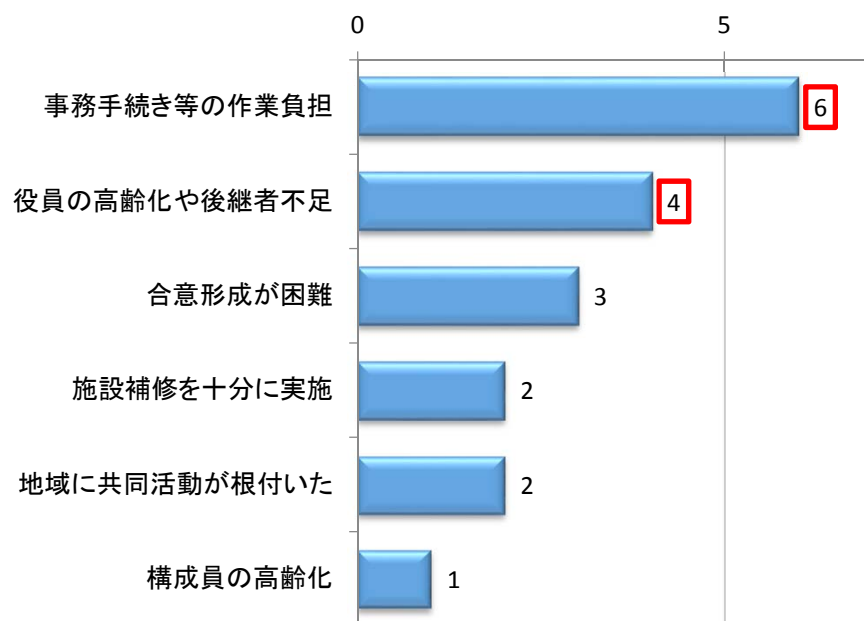


6. 活動を再開した組織

- 旧制度の1期対策(H19～23)で取り組んでいたものの、2期対策(H24～25)は休止していた活動組織のうち、本交付金への制度改正後、取組を再開した活動組織から16組織を抽出し、聞き取り調査を実施。
- 旧制度において活動を休止した理由として、「事務手続き等の作業負担」(6組織)、「役員の高齢化や後継者不足」(4組織)等と回答しており、主に人手不足が背景にあったと考えられる。
- 活動を再開した理由として、本交付金の「制度の見直し(事務の簡素化、農家のみでも活動が可能等)」(9組織)と回答。「役員のなり手が出現」(6組織)も活動再開のきっかけとなっている。

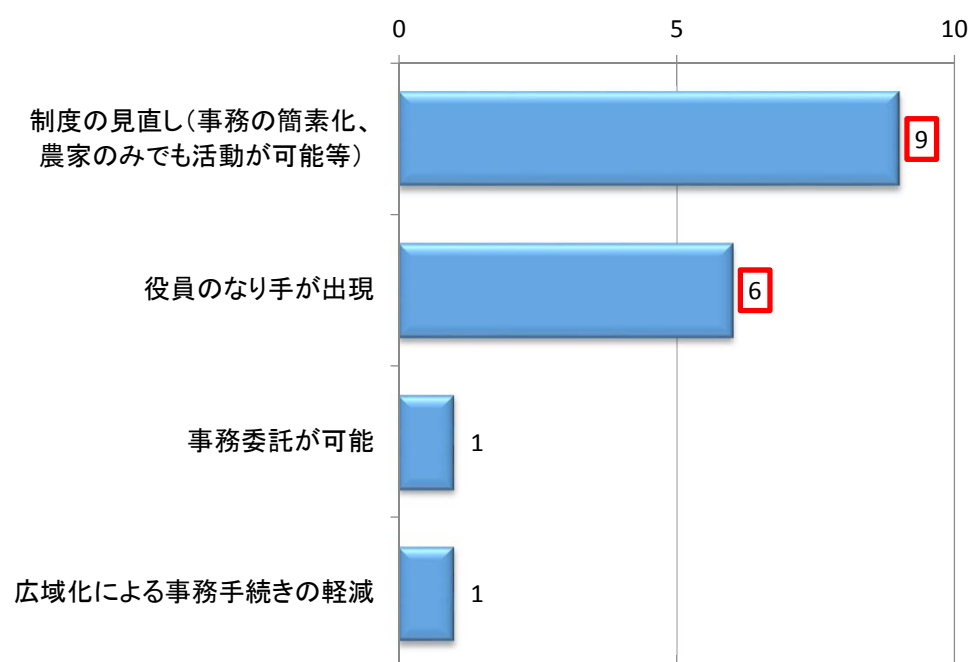
活動を休止した理由

N=16組織
※複数回答可



活動を再開した理由

N=16組織
※複数回答可



1 女性組織を中心とした活動再開の取組

都市的地域

ざるうち

うつのみやし

申内環境保全会（栃木県宇都宮市）

- 本地域は、宇都宮市の東部に位置し、ほ場整備後の恵まれた条件、環境の中で営農を行っているが、農業情勢の変化が著しく、他産業への兼業化や非農業者の混住化が進行。
- 古き良き農村の自然環境を守っていくために、農地・水・環境保全向上対策（以下「農地・水」という。）を活用し『申内みどりの古里保存会』を立ち上げ、農業用施設の補修や地域住民を巻き込んで植栽などの共同活動を実施。（活動期間：平成20年度～平成24年度）
- これまでは、地域の農地維持作業は農業者個人が行っていたが、農地・水の取組を進めていく中で、共同作業による農業用施設の補修が十分に実施できたこと、また、次に引き継ぐ役員の後継者がいなかったこともあり、活動を一旦休止することとなった。
- 農家、農村地域を守っていくには、やはり共同活動を再開する必要があるだろうという機運が女性組織を中心として高まり、多面的機能支払交付金による『申内環境保全会』を設立（活動再開：平成27年度）し、地域コミュニティの強化や農地の保全に努めている。

活動休止した経緯

- 当地区は平成10年度にほ場整備が完了し、10年くらい経過した頃、農業用施設の老朽化や水路の土砂堆積が目立ち始めたため、『申内みどりの古里保存会』を立ち上げ、施設の補修などに取組。（平成20年度活動開始）
- 5年間活動したものの、施設の補修が十分に実施できたこと、植栽など地域の美化活動が継続できたこと、また、次に引き継ぐ役員の後継者がいなかったことから、活動を一旦休止。（平成24年度活動休止）



農用地を利用した景観形成活動（彼岸花）

活動を再開した理由

- 活動休止期間中も地域の美化活動や草刈り、堀浚いなどの共同作業は行われたものの、参加者は限定的。
- 農地・水の時代から「女性では別の取組ができるのでは」、との声があったが、実現に至らず活動休止となったこと、また、以前よりも事務手続きが簡素化されたことなどから、JAの女性組織“みどり会”（女性9名）を中心に活動を再開。（平成27年度活動再開）
- 活動再開後、地域内のコミュニケーションがより取れるようになり、非農業者を含め、さらに地域をきれいにしようという意識が醸成。



女性を中心とした取組（景観形成活動）

【地区概要】

- ・取組面積 51ha（田51ha）
- ・資源量 開水路7.5km、農道6.4km
- ・主な構成員 農業者、非農業者、自治会、婦人会、小学校
- ・交付金 約2.5百万円（H28）

農地維持支払
資源向上支払（共同）

取組の効果及び活動展開

- 活動への参加が強制されないこと、女性の役員が多く、参加しやすい雰囲気となったことから、共同活動の参加者が増加。
〔彼岸花ロードの草刈りの
参加人数 H27 19人 → H28 25人〕
- 小学1年生による生き物調査を実施してきたが、3年生による農業体験学習を新たに開始。また、これまで1校だったが、2校に増やすなど食育の推進に寄与。
- 子供会との交流活動として、収穫体験（トウモロコシ、サツマイモ）を実施。
〔参加人数 H27 43人 → H28 69人
※親を含む人数〕
- 地域農業や活動組織の役員となる後継者を育成するとともに、営農集団の設立など将来にわたる持続可能な地域農業を検討。



子供会との交流会

2 広域活動組織の設立とともに活動を再開

中間農業地域

いわさき つばた つばたまち
岩崎環境保全会（現・津幡東部広域協定）（石川県津幡町）

- 当地区は、津幡町の東部に位置し、稲作を主体に集落営農を行う小規模な地域で、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策（以下、「農地・水」という。）に取り組んだものの、事務の負担感から5年間の取組を持って活動を休止。
- 多面的機能支払交付金（以下、「多面支払」という。）の制度開始に伴い、事務負担が軽減できると考え、津幡東部広域協定に参加して平成26年度から活動を再開。
- 広域活動組織を設立したことによって、他集落との情報交換の場が生まれ、地域資源の保全管理に係る作業効率が向上。
- 以前は無かったイノシシ被害が集落内で顕在化したため、多面支払を活用して新たに対策を行うことで、被害が軽減。

【地区概要】

- ・取組面積 9.5ha（田9.5ha）
- ・資源量 開水路2.0km、農道1.2km、
ため池4箇所
- ・主な構成員 農業者、非農業者、
自治会、営農組合
- ・交付金 約46万円（H28）
〔 農地維持支払
資源向上支払（共同） 〕

活動を休止した経緯

- 当地区は、津幡町の東部に位置する中間農業地域で、稲作を主体に集落営農を行う人口100人ほどの小規模な集落。
- 農地・水に5年間取り組んだものの、自治会や営農組合等の役員を少人数で兼務せざるを得ない状況にあったことから、事務に関する負担感が増し活動を休止。



農地・水から取り組み始めた植栽活動

活動を再開した理由

- 農地・水から取り組み始めた植栽活動が定着し、活動休止以降も自治会費で継続する等、一定の効果はあったものの、休止期間中は地域資源の保全管理に係る意識は徐々に低下。
- 多面支払の開始に伴い、農地・水の時代よりも書類が簡素化されたことに加え、周辺集落とともに広域活動組織を設立することによって更に事務負担が軽減できると考え、津幡東部広域協定として活動を再開。



岩崎環境保全会が
保全管理する区域

津幡東部広域協定の全域図
（広域協定の構成：再開3組織、継続1組織、新規5組織）

取組内容及び効果

- 地域資源の維持管理に必要な作業を集落全体で認識できたことに加え、広域活動組織を設立したことによって、地域資源の保全管理に関する他集落との情報交換の場が増加。（広域活動組織参加集落と年2回の情報交換）
- 他集落から得た情報を元に、新しい草刈機を導入したところ、草刈に要していた作業時間が短縮。（集落内の草刈に要する日数：3日間→1日間）
- 多面支払開始と同時期に、以前は無かったイノシシ被害が集落内で顕在化したため、多面支払を活用して新たに被害対策を措置。（イノシシによる被害：3筆→0筆）



導入した新しい草刈機



イノシシ被害防止柵の設置